

公示（見積合わせ）

公告番号(EI20001)

2020年7月15日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長

独立行政法人国際協力機構のマレーシア海上法令執行庁教育訓練能力向上及び地域連携強化プロジェクト向け機材の調達について、会計規程第23条第1項5号及び第24条第1項に基づき、随意契約による見積もり合わせを実施します。

なお、今回の機材調達においては、機材リストに記載された参考銘柄以外の同等品の提案については、認めません。

案件番号：EI20001

1. 案件名：マレーシア海上法令執行庁教育訓練能力向上及び地域連携強化プロジェクト向け機材
2. 納入条件：
 - ① 納入場所：国際協力機構指定倉庫（JICA 本部または江東区辰巳）
 - ② 梱包条件：国内輸送梱包
（国内輸送梱包にかかる木枠梱包等特殊梱包を施し、廃棄料が発生した場合は、受注者負担とします。）
 - ③ 希望納期：2020年10月中旬
 - ④ 輸出書類用機材リスト（英文）：発注後、指定日までに一般・危険品・冷蔵品・冷凍品に分けて提出願います。
3. 見積書記載事項
 - ① 納入期限：注文書送付から納品までの期間
 - ② 有効期限：見積書の有効期限は、発行日から30日間として下さい。
 - ③ 見積金額：機材総額及び消費税並びに機材内訳金額
 - ④ 特記事項：温度管理品が含まれている場合：指定温度範囲を記載
危険品が含まれている場合：UN番号を記載
4. 質問期限
本見積依頼書に質問がある場合には2020年7月20日（月）15:00までに照会して下さい。

5. 質問回答期限
質問回答については2020年7月27日（月）までに当機構HPに掲載します。
6. 下見積提出期限
下見積提出は、2020年7月29日（水）17:00までに下記の方法で提出して下さい。
7. 見積書提出期限
見積書提出は 2020年8月5日（水）17:00までに下記の方法で提出して下さい。見積金額には、提出書類作成のマージン及び指定倉庫までの搬入料金も含め金額設定してください。
8. 担当部署
郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課（機材調達班）
TEL: 03-5226-6819/FAX: 03-5226-6324
Email: prtm3-kizai@jica.go.jp
9. 書類授受・提出場所、送付先
Emailで提出してください。なお、受注した際には見積書原本の提出をお願いします。
送先アドレスは上記7記載のアドレスへ送付してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。
10. 見積合わせ結果
第一位の商社様へ注文書を郵送いたします。
11. 輸出貿易管理令調書
受注した後は受注後2週間以内に全機材に対し、JICAホームページ調達情報／調達ガイドライン・様式／海外向け資機材の調達・一般競争入札「輸出貿易管理令調書」を提出願います。このほか輸送手続きの際に、必要とされる場合はSafety Data Sheet（英文）、成分表等機材の成分を特定するための資料、あるいはパラメーターシート、EL非該当証明書などが必要になる場合があります。
12. 立会検査
機材の納品にあたり立会検査の同席をお願いしています。場所はJICA本部または本邦指定倉庫（江東区辰巳）となります。
13. 注意事項
・「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）適

合品としてください。

- ・アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。
- ・海外に輸出する事を前提として購入しますので、弊機構が輸出関連法規を遵守できることが取引の前提となります。輸出に当たって各種許可物品の許可・承認の取得が不可能と判断される場合、輸出許可物品および同物品の使用に不可欠な付属物品の発注を取止めることもあります（発注後に輸出許可の取得が必要と判明したアイテムも含む）。
- ・見積もり依頼時に対象品と指定したアイテムについては、項目別対比表やパラメーターシート等の根拠資料のついた安全保障輸出管理にかかる非該当証明書若しくは該当証明書をメーカーから取り付けることを前提に見積もりを作成ください。また、指定したアイテム以外にも安全保障輸出管理にかかる書類を取り付けられるか確認してください。
- ・米国再輸出規制（EAR）に関しメーカーに確認した ECCN 番号を各機材の備考欄に記載願います。
- ・以下の区分に従って、外国製品に該当する場合、番号及び国名を備考欄に記載願います。
 1. 当該物品の全部が外国において生産されたもの
 2. 当該物品の生産が二国以上にわたる場合に、実質的な変更をもたらし、そのものに新しい特性を与える行為を最後に行った国が外国であるもの
 3. 日本国内で生産される場合であっても、その物品が外国系法人によって生産されるもの
 4. 日本国内のメーカーによって生産される場合であっても、その物品が外国ブランドの製品となるもの

以上

別添：機材リスト

